

教 生 第 6 0 6 号  
令和元年（2019年）9月20日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長 様  
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く）  
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁生涯学習推進局生涯学習課長 村 上 由 佳  
北海道教育庁学校教育局高校教育課長 藤 村 誠  
北海道教育庁学校教育局義務教育課長 中 澤 美 明  
北海道教育庁学校教育局特別支援教育課長 谷 垣 朗

ハンセン病に関する教育の実施について（通知）

このことについて、文部科学省初等中等教育局児童生徒課長並びに教育課程課長から、令和元年8月30日付元初児生第13号で別紙写しのとおり通知がありましたので、お知らせいたします。

つきましては、本通知の趣旨を踏まえ、ハンセン病に対する偏見や差別の解消のための適切な教育の実施についてご協力をお願いいたします。

記

【添付書類】

- 1 ハンセン病に関する教育の実施について（通知）
- 2 別添1 ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話
- 3 別添2 中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」（写）  
※高画質のパンフレット原本は下記アドレスからダウンロードして下さい。  
<https://www.mhlw.go.jp/houdou/2003/01/h0131-5.html>（厚生労働省HP）
- 4 別添3 ハンセン病に関する施設・資料等

（生涯学習推進・施設グループ）  
（高校教育指導グループ）  
（義務教育グループ）  
（学校教育指導グループ）